

営業秘密侵害事犯の積極的な取締り等の推進について（通達）

令和3年2月16日
警察庁丁生経発第14号
警察庁生活安全局生活経済対策管理官から警視庁生活安全部長及び各道府
県警察（方面）本部長宛て

（概要）

営業秘密侵害事犯の検挙事件数は増加傾向にあり、社会的関心も高まっていることから積極的な取締りを指示するもの。

指示内容は、

- 積極的な取締りと警察庁との連携
- 対策官の指定等
- 企業・関係省庁等との連携
- 営業秘密侵害事犯により生じた犯罪収益等の没収、追徴事案に係る報告

等である。